

「暫定的難視聴対策事業」
の運用の基本的考え

平成21年4月
全国地上デジタル放送推進協議会

「暫定的難視聴対策事業」の運用の基本的考え (1 / 2)

I 基本的事項

- デジタル移行に際し、地上系の放送基盤による対策が実施されるまでの間、衛星利用による暫定的な難視聴対策を行い、アナログ放送の視聴者がテレビを視聴できないという事態を回避し円滑なデジタル化移行に資することを目的とします。
- 放送衛星局のチャンネル番号17を利用します。
- NHK東京デジタル(総合・教育)、日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京及びフジテレビの7の地上デジタル放送を同時再送信(再放送)します。
- 画質は標準画質とし、字幕放送付与可能な放送とします(EPGは番組名のみ表示、データ放送はなし)。
- 同時再送信の実施期間は平成22年3月から平成27年3月末まで、受信設備整備支援の実施期間は原則ホワイトリスト公表からアナログ停波までとします。
- 放送番組にはスクランブルを施します。
- 受信設備整備支援を含め、固有の利用料又は対価を求めないこととします。

II 利用の指針

○ 利用対象者等

- ホワイトリスト地区内の世帯及び非世帯を対象とします。
- 利用は申込みによるものとし、受付期間は、原則ホワイトリスト公表から平成23年7月24日までとします。

[ホワイトリスト]

- ・以下の区分ごとに、利用対象地区(地図を含む)、視聴できる番組等、対策事業に必要な事項を掲載したもの
- ① デジタル放送難視聴地区リスト
- ② 改修困難共聴地区リスト
- ③ デジタル放送混信地区リスト
- ④ 特別な対策地区リスト
- ・ホワイトリストは、平成22年1月に初版を公表する予定(その後更新)

○ 視聴できる番組

- 視聴できない系列局の放送番組とすることを基本とし、地区ごとにホワイトリストに明示します。ただし、恒久的な対策の内容等により、視聴できない系列局の放送番組以外の番組も視聴可能とすることができるものとします(NHK(総合・教育)は、すべてのホワイトリスト地区で視聴可能とします。)

「暫定的難視聴対策事業」の運用の基本的考え (2 / 2)

○ 視聴できる期間・受信機器の数

- 視聴可能期間は、地上系の放送基盤による恒久的な対策の完了後一定の期間（最大7か月程度）までとします。
- 視聴を可能（スクランブル解除）とする受信機は、一世帯当たり最大3台までとします。
ただし、事業所等の非世帯は実態により例外扱いとします。

Ⅲ 受信設備整備支援の指針

- 利用者のうち、現にBSデジタル受信設備等を有していない世帯を対象とします。
- 支援内容は、チューナー1台（貸与）及びパラボラ等受信アンテナ工事（現物給付）とし、1回限りの支援とします。

（注）非世帯及び特例の利用対象地区は受信設備整備支援の対象とはなりません

Ⅳ 特例

○ NHKのアナログ難視聴地区の扱い

- NHKのアナログ難視聴地区は、本事業の対象とします。

○ 民放1波地区又はこれと同様な状況にある地区の扱い

- 徳島県及び佐賀県については、区域内波の対策に加え、区域外波についても本事業の対象とします。
- 瀬戸内海の島しょ部など区域外波に依存している地区についても、区域外波を本事業の対象とします。

○ 外海離島の扱い

- 外海離島（小笠原、南北大東）については、地元自治体の恒久的対策の検討状況を見て別途扱いを決定します。
その決定に当たっては、恒久的対策が実施され、利用要請がある場合は、本事業の対象とすることを前提とします。

情通審第5次中間答申主要部分と「暫定的難視聴対策事業」の運用の基本的考えとの対比

情通審第5次中間答申（抜粋）	運用の基本的考え	補足説明
1 実施時期		
<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>運用開始時期は、平成21（2009）年度内を目指す。</u> ○ <u>衛星セーフティネットの実施期間（終了時期）は、5年間（平成26（2014）年度内）を基本とする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同時再送信の実施期間は、平成22年3月から平成27年3月末までとする。 ○ 受信設備整備支援の実施期間は、原則ホワイトリストの公表からアナログ停波までとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業に係る委託放送事業者については、平成21年3月11日、（社）デジタル放送推進協会が総務大臣の認定を受ける等準備が進められている。
2 経費負担の在り方		
<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>送信に要する経費については国と放送事業者が負担し、受信のために要する経費については受信者に過度の負担とならないよう国において措置することが適当である。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受信設備整備支援を含め、固有の利用料又は対価を求めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度の国の予算において、電波遮蔽対策事業として、「暫定的難視聴対策事業」が認められ、送信側の対策経費は2/3、受信側の対策経費は10/10を国が助成するための経費として、約8億円が計上されている。 なお、送信側の対策経費の内、国の助成以外の経費については、放送事業者において負担することとなった。
3 NHKのスクランブルの扱い		
<ul style="list-style-type: none"> ○ スクランブルをかけて行うことを基本とし、衛星セーフティネットの対象世帯のみに対して、スクランブルを解除する。なお、<u>NHK総合・教育の扱いについては、NHKにおいて別途検討する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放送番組にはスクランブルを施す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業は、利用者が本来の地上デジタル放送の受信に移行するまでの暫定的・緊急避難的な措置であり、5年間で終了するものである。 当該地域で該当するすべての地上デジタル放送が受信可能になった時には、利用者が本来の地上デジタル放送の受信に早期（7か月以内）かつ円滑に移行することが必須であることから、視聴者対応等で混乱を招かないようにNHKの放送番組についてもスクランブルをかけて放送する。

情通審第5次中間答申（抜粋）	運用の基本的考え	補足説明
4 アナログ難視聴地区の扱い		
<p>○ <u>NHKの放送についてはアナログ難視聴世帯を対象とすることとし、民放事業者の放送についてはアナログ難視聴世帯の視聴の扱いについて別途検討を行い、早急に結論を得る。</u></p> <p>○ <u>支援の対象となる世帯は、当該世帯がある地域を放送対象地域とする放送局（独立U局を除く）の地上アナログ放送を視聴している世帯（住所に限り、別荘等は含まない。）であって、その放送局の地上デジタル放送が視聴できなくなる世帯に限定すべきである。したがって、アナログ放送も視聴できない世帯（「アナログ難視聴世帯」）は、支援の対象とはしないことが適切である。</u></p>	<p>○ NHKのアナログ難視聴地区は、本事業の対象とする。ただし、受信設備整備支援の対象にはならない。</p>	<p>民放のアナログ難視聴世帯については、以下の考えにより、本事業の対象とならない。</p> <p>○ 本事業はアナログ放送の終了に伴い、これまでアナログテレビを視聴していた世帯が地上テレビ放送を視聴できなくなることがないように、暫定的・緊急避難的に行うものであり、総務省及び放送事業者としては、2011年7月の完全デジタル化に向けて、この難視聴対策は必要不可欠なもので優先して取り組むべき課題と考えている。</p> <p>○ 一方、現にアナログ放送も受信できない世帯の対策については、放送法に規定されている放送普及（努力）義務に基づき、従来から継続し、かつ、デジタル化の期限に係わらず今後も継続される課題であり、本事業の目的とは異なる性格のものであることから、これまでどおり中継局による解消を基本に継続して検討していくべき課題と考える。</p> <p>○ 仮に、この民放アナログ難視聴対策へも利用を拡大した場合、地域放送を基本とすることによる制度的問題のほか、①本事業は約5年間の暫定対策であり恒久的対策とはなり得ないこと、②各民放局間の中継局設置の格差等からどこまでをアナログ難視聴世帯とするかの判断が困難であることなどから、民放のアナログ難視聴地区まで対策範囲を広げることは、本事業の実現の可否も左右するものであり困難と考える。</p> <p>○ なお、NHKについては、これまでも衛星放送により全国的な難視聴解消を図ってきた経緯があり、本事業終了後の難視聴対策についても、公共放送としての放送普及義務を踏まえ、今後検討が進められる予定であることから、アナログ難視聴対策を含めることとしている。</p>

情通審第5次中間答申（抜粋）	運用の基本的考え	補足説明
5 民放1波地区等の扱い		
<p>○ 民間放送局が1であるため他県の放送を視聴することが一般化している徳島県及び佐賀県において、<u>衛星セーフティネットで視聴可能とする民放キー局をどの範囲まで可能とするかについては、地元地方公共団体と民放事業者と総務省とで調整を行う。</u></p> <p>その際には、ケーブルテレビ等の代替手段が整備されているか、衛星セーフティネットの対象となる規模がどの程度か等を勘案して調整を行う。</p> <p>また、調整の際には、衛星セーフティネット終了時点で他県の放送が視聴できることまでは確保されないことを踏まえて、衛星セーフティネット終了後の取扱いについても、併せて検討を行う。</p> <p>○ 支援の対象となる世帯は、<u>当該世帯がある地域を放送対象地域とする放送局（独立U局を除く）の地上アナログ放送を視聴している世帯（住所に限り、別荘等は含まない。）であって、その放送局の地上デジタル放送が視聴できなくなる世帯に限定すべきである。</u>したがって、<u>アナログ放送も視聴できない世帯（「アナログ難視世帯」）は、支援の対象とはしないことが適切である。</u></p>	<p>○ 徳島県及び佐賀県については、区域内波の対策に加え、区域外波についても本事業の対象とする。ただし、受信設備整備支援の対象とはならない。</p> <p>○ 瀬戸内海の島しょ部など、区域外波に依存している地区についても、区域外波を本事業の対象とする。ただし、受信設備整備支援の対象とはならない。</p> <p>○ 外海離島（小笠原、南北大東）については、地元自治体の恒久的対策の検討状況を見て別途扱いを決定する。 その決定に当たっては、恒久的対策が実施され、利用要請がある場合は、本事業の対象とする。ただし、受信設備整備支援の対象とはならない。</p>	<p>○ 徳島県及び佐賀県における区域外波の受信実態調査を実施中であり、その結果や地域におけるケーブルテレビの再送信状況等を考慮し、別途策定・公表するホワイトリストにおいて、視聴可能とする番組を個別に定めることとした。</p> <p>○ なお、検討に当たっては、地元自治体等の意見を伺う機会を設けている。</p> <p>○ 答申にある民放1波地区と同様の状況にあるため、特例を措置する。</p> <p>○ 小笠原及び南北大東地区については、地元自治体を中心に、放送番組伝送回線（海底ケーブル等）の整備等について検討がなされており、その状況により対応を決定することとしている。</p>